

仕様・条件一覧書

1 デジタルサイネージの設備仕様

(1) 筐体

筐体（計3基）は、区にて設置する。

なお、詳細については別添1「デジタルサイネージ筐体参考図」のとおり。

(2) ディスプレイ

ディスプレイの仕様は、表1のとおりとする。

【表1】

数量	計6台 (筐体1基につき、表裏に各1台ずつ設置する)
サイズ	65インチ
設置向き	縦
解像度	3840 × 2160 (4K UHD)以上
輝度	700cd/m ² (ディスプレイ単体) 以上
稼働時間	24時間連続稼働が可能であることを原則とし、後述する案内サイン等の掲出時間については区と協議のうえ決定するものとする。
その他	① ディスプレイは無音にて運用するものとする。 ② 後述する案内サインを掲出するディスプレイ（計2台）については、タッチパネル式とする。 ③ 各ディスプレイについて画面等の保護対策を行うこと。 ④ LTE等の回線により、ネットワークに接続することが可能であること。 ⑤ ネットワーク経由でディスプレイの電源状態の監視及びON/OFF操作が可能であること。

(3) デジタルサイネージ運用機器

デジタルサイネージ運用機器の仕様は、表2のとおりとする。

【表2】

コンテンツ運営用 PC 等	デジタルサイネージ機器及びコンテンツを適切に運営するためのPC等一式。
その他必要機器	その他、受託者が提案したコンテンツを実現するために必要な機器。

(4) その他

各筐体に掲出する内容については表3のとおりとし、各筐体に設置されるディスプレイ(表裏)

に同内容のものを掲出するものとする。

【表 3】

種別	掲出内容
筐体（左）	誘導サイン及び行政情報
筐体（中央）	案内サイン
筐体（右）	広告及び行政情報

なお、筐体の左・中央・右の別は中野駅西改札を背にした場合のものであり、詳細については、別添 2「各ディスプレイ掲出内容想定図」のとおり。

2 案内サイン、誘導サイン、行政情報及び広告における諸条件

(1) 案内サイン

- ア 案内サインのコンテンツ制作にあたっては、中野区公共サインガイドラインに対応するよう努めること。
- イ 案内サインは広域地図（中野区内全域）、周辺地図及びバス乗り場案内（中野駅新北口及び中野駅南口）から構成されるものとし、タッチにて周辺地図の拡大・縮小及び広域地図・周辺地図とバス乗り場案内の切替えが可能なものとする。
- ウ 地図には、タイトル、現在地、方位記号、縮尺、スケール、凡例及び地図作成年月を明記するものとし、地図に表記する施設名称等は他のサイン等と統一するものとする。
- エ 地図には、公共施設や災害時の避難場所等、区が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- オ 施設等の表示にあたっては、日本産業規格による標準案内用図記号（以下「ピクトグラム」という。）によることを原則とする。
- カ 公共施設は、タッチにて施設名称等、所在地、連絡先、施設紹介写真及び二次元コードが表示されるウィンドウのポップアップ表示が可能であるものとする。なお、二次元コードは、読み取りを行うことにより施設名称等、所在地、連絡先及びルート案内等の表示が可能であるものとする。
- キ 地図に表示する公共施設の数、20 か所以上とする。
- ク 地図上の凡例については 5 言語（日本語・英語・中国語（繁体語、簡体語）・韓国語）表記とし、施設名称等は 2 言語（日本語・英語）表記とする。
- ケ 地図の掲載内容については、区と協議のうえ決定すること。
- コ 地図の掲載内容については、必要に応じて随時の更新を行うこととする。なお、更新にあたっては事前に区と協議すること。

(2) 誘導サイン

- ア 誘導サインのコンテンツ制作にあたっては、中野区公共サインガイドラインに対応するよう努めること。
- イ 誘導サインには方向を示す矢印、施設名称及びサイン設置場所からの移動距離を表示するものとする。また、誘導施設の種類を示すピクトグラムを表示するものとする。
- ウ 施設名称は 2 言語（日本語・英語）表記とし、下段に英語表記を行うものとする。

(3) 広告

ア ローテーションで広告を放映できること。

イ 広告内に、広告主の名称、所在地及び連絡先を記載すること。

(4) 行政情報

ア 行政情報は区が制作するものとし、事業者は区より受領した行政情報を掲出すること。

イ 前記「1 デジタルサイネージの設備仕様(4)その他」の表 3 に示す筐体（左）において、行政情報を画面上側に、誘導サインを画面下側に掲出すること。また、掲出面積は、行政情報をディスプレイの概ね 3 分の 1 程度、誘導サインをディスプレイの概ね 3 分の 2 程度とすること。

ウ 前記「1 デジタルサイネージの設備仕様(4)その他」の表 3 に示す筐体（右）において、掲出する広告数の概ね 3 割程度の数の行政情報を掲出することが可能であること。

【例】広告数を 20 とした場合

・ $20 \times 0.3 = 6$ （行政情報の掲載可能数）

・ $20 + 6 = 26$ （1 ロール内の広告数の合計）

3 その他

(1) デジタルサイネージに掲出される案内サイン、誘導サイン及び行政情報の写真を区が撮影し、区の事業紹介等の用に供することに予め留意すること。

(2) 筐体には、予め区が防犯カメラの設置を行う。

(3) その他、この仕様書に明記されていない事項については、区と協議の上決定すること。

● 問い合わせ先

担当	中野区まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課（中野区役所 9 階）
住所	〒164-8501 中野区中野四丁目 11 番 19 号
電話	03-3228-8980（直通）
電子メールアドレス	nakanoekitiku@city.tokyo-nakano.lg.jp